

ニユーカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月島取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鷺、あひる、その死体又はニユーカツスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として番川限を指定する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

平土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十一条第一項第八号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規

| 登録番号 | 肥料の名称 | 生産業者の住所及び氏名 |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 第一鳥取県 第一九〇号県 | 大・〇魚糞か 十粉末 | 鳥取市湯所町一四三 久 |
| 第二鳥取県 第二二三号県 | 五・五なたね 粉かす | 鳥取市湯所町一四三 久 |
| 第三鳥取県 第三五八号県 | 五・五二・〇一・〇 東伯郡北条町江北七九大ノ一 正 | 鳥取市湯所町一四三 久 |
| 第四鳥取県 第四七八号県 | 七・〇大・〇 江 | 鳥取市東品治町一九ノ五 鳥取県長浜事業農業組合連絡会 会長理事 三 勝 誠 |
| 第五鳥取県 第五九・〇 | 七・〇魚糞か 七・五 | 鳥取市大塚二二九 川 本 常 敏 |
| 第六鳥取県 第六一〇号県 | 七・〇魚糞か 七・五 | 鳥取市大塚二二九 川 本 常 敏 |

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県告示第三百二十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
昭和四十一年六月二十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

の關係圖面は、鳥取県土木部建築課において審覈に供する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石破 二朗

申請人の住所

及び氏名

広島市東白島

町一九番八号

広島郵政局内

島政互助会広

島地方本部長

松尾 明男

道路の幅員及び

姓

長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

申請人の住所

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び

廣島市堀山町字通池

八〇五番の一部

延長

幅員 四メートル

延長

一三八メートル

昭和41年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年6月21日

鳥取県知事 石破 二朗

告白

| 西野 太郎 | 山本 三郎 | 森本 保雄 | 山根 国雄 |
|-------|-------|-------|-------|
| 西山 順昭 | 山崎 幹雄 | 竹内 久次 | 西川 定吉 |
| 田村 浩治 | 森本 雅裕 | 村田 勉治 | 夏目 忠一 |
| 岡田 道之 | 山本 収 | 福井 啓介 | 井上 魯 |
| 眞児 邦弘 | 多田 弘 | 渡辺 翔子 | |

受付

第3744号

金曜日

昭和41年6月24日

鳥取県公報
41.6.29

○公安告示 争議行為を行なう旨の通知

土地改良事業の認可

土地改良事業計画書等の認定

解除予定の保安林にする旨の通知

◇公安告示 道路交通法による範囲の実施

告示 示

鳥取県告示第三百二十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取赤十字病院職員組合委員長・足久正夫から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第407号）第十条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年六月二十四日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第三百二十七号

昭和四十一年三月五日付けで八頭郡用瀬町から申請のあつた町営土地改良（開拓ハイランド）事業計画につきては、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第八十九号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように概要に供する。

昭和四十一年六月二十四日

一 概要に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の平し
二 計画に供する期間 昭和四十一年六月二十四日から二十日間
三 計画に供する場所 用瀬町役場

一 事件 昭和四十一年度廃耕手当要求に関する件

二 田時 昭和四十一年六月二十九日前零時以降本事件の完全解決に至